

1. うしづま水辺の楽校の開催について

■概 要

- ・地域のボランティア団体「うしづま水辺の楽校世話人会」の運営で開校
- ・安倍川の自然や川の危険性などを子どもたちに伝える、河川環境学習の場
- ・平成21年度の開校以降、年間約2万人の利用者が訪れている

■令和5年度の開催予定

①オープン 7月17日（月・祝）

②開校期間 7月23日（日）～ 8月27日（日）

※月曜は休校、お盆期間中の8月14日（月）は開校

■「うしづま水辺の楽校世話人会」

平成27年に河川協力団体に指定

<活動内容>

水辺の楽校の運営

施設及び堤防・高水敷の除草清掃

ホタルの再生 など

⇒令和5年度は、新たに地域外からのボランティア参加の受け入れを予定



令和5年度 牛妻地区における水辺利用の取組みについて

2. 都市・地域再生等利用区域の指定に向けた取組みについて

【取組みの背景】

- ・ うしづま水辺の楽校は、平成21年より開校を継続しており、地域外からも利用者が集まる人気のイベントとして定着している。
- ・ 世話人会による草刈り等の維持管理費を捻出するため、例年の水辺の楽校開催期間中に世話人会が売店を運営し、食品等の販売を実施してきた。
- ・ 令和2年～4年は、新型コロナにより水辺の楽校の開催が中止となり、資金の確保が課題となっている。

問題点 ①河川区域内では商売が禁止されている
②売店実施にあたり世話人会の負担が大きい

- 平成23年に国が「河川空間のオープン化」の制度を創設
⇒ 水辺の楽校のスタート時には、オープン化の制度が無く、
現状は「河川空間のオープン化」の制度に則していないため、
行政の支援も困難な状況となっている。

制度に則り、売店以外の収入やイベントの継続に向けた対応が必要

河川敷地占用許可準則の緩和（河川空間のオープン化）

占用許可の緩和

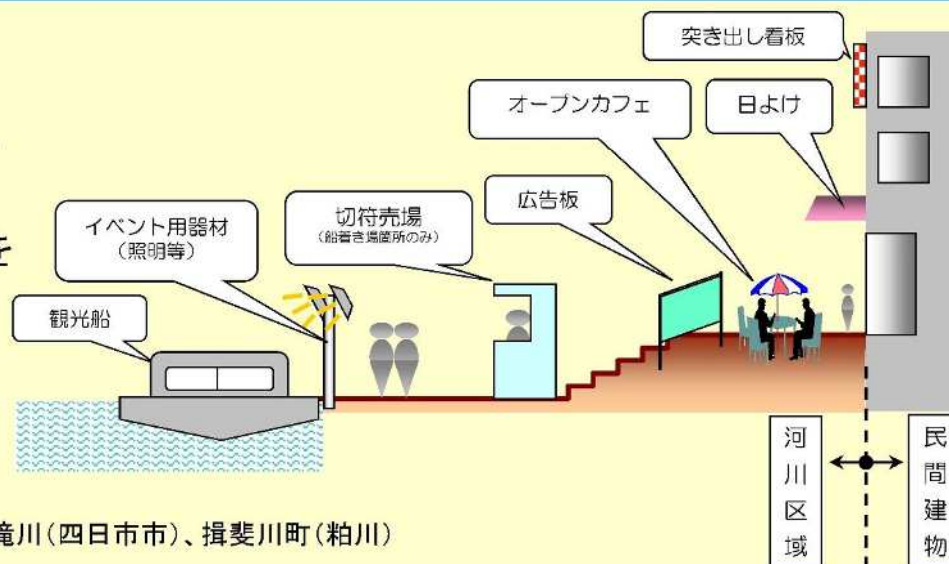
平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能に！

■都市・地域再生等利用区域

河川敷地占用許可準則 第二十二第1項及び第2項の規定に基づき、指定。

【中部地整管内：6箇所】

- ・直轄：狩野川（沼津市）、大井川（島田市）、豊田市（矢作川）
- ・補助：都田川（浜松市）、乙川（岡崎市）、堀川（名古屋市）、三滝川（四日市市）、揖斐川町（粕川）



水辺の利用は「ダメ！ダメ！」から、「やれるかも！」へ。

<旧来の規制>

主体は公的機関に限定。
公共性、公益性が
重視されていた。

No
飲食施設
No
民間施設

<規制緩和で>

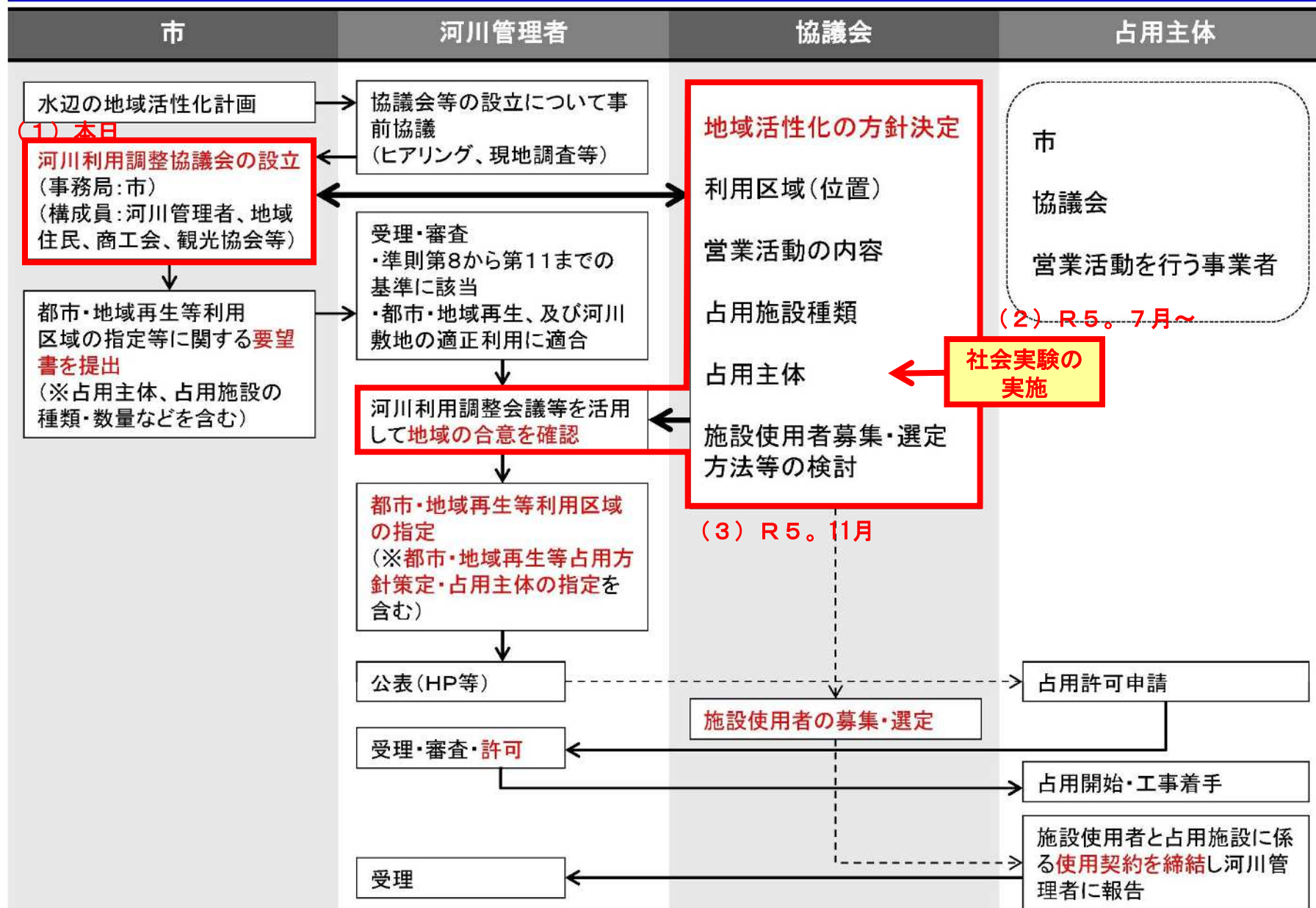
民間の参入が可能。
カフェ施設やイベント実施
などが可能に。

OK!
イベント オープンカフェ
売店 船上食事施設 川床

オープンカフェ（堀川・名古屋市）



都市・地域再生等利用区域における占用許可手続の流れ



令和5年度 牛妻地区における水辺利用の取組みについて

3. 今後の取組みの流れ

制度に則り、今後も地域主体による水辺の利用を促進していくため、
「**都市・地域再生等利用区域**」の指定に向けた取組みを実施する。

(1) 第1回「牛妻地区水辺利用調整協議会」(5月23日)

- ・ 水辺利用についての地域の合意形成の場となる協議会を設立
- ・ 今後の取組方針について確認



(2) 社会実験による収益事業の試行 (7月17日～8月27日)

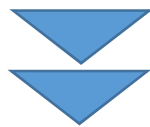
- ・ 水辺の楽校開校期間中において、売店やスポンサー看板の設置等を実施
- ・ 利用者ニーズの把握や運営側の課題整理、イベント等による収益と年間の運営費用の状況を確認



(3) 第2回「牛妻地区水辺利用調整協議会」(11月下旬頃)

- ・ 社会実験の取組結果の報告
- ・ 水辺利用による地域活性化の方針(利用範囲や実施内容等)を決定
⇒ 協議会において「地域の合意」を確認

令和5年度 牛妻地区における水辺利用の取組みについて



(4) 「都市・地域再生等利用区域」の指定 (令和6年3月末頃)

- ・ 静岡市から河川管理者（国）に対し、指定の要望を提出
- ・ 河川管理者（国）が「都市・地域再生等利用区域」の指定・公表



(5) 占用許可の申請・使用契約の締結 (区域の指定後)

- ・ 静岡市から河川管理者（国）に対し、河川占用許可を申請
- ・ 占用主体となる静岡市と運営者（世話人会等）の間で使用契約を締結



(6) 制度に則ったイベント等の実施 (令和6年度～)

- ・ うしづま水辺の楽校やしずなか桜公園での季節のイベントなど、制度に則って、地域主体による牛妻地区の水辺利用を開始
- ・ 「牛妻地区水辺利用調整協議会」を適宜開催し、水辺の利用に関する検討調整を継続的に実施